

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業	①食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内事業者と消費者に対し、必要な支援をきめ細やかに実施するため、市内店舗を対象としたデジタルクーポン事業を行うもの。 ②デジタルクーポン事業に充当 ③デジタルクーポン事業実施にかかる予算 500,000千円 事業実施委託料 500,000千円 (内訳:事務費50,000千円、割引原資額450,000千円) 【割引率】最大40%(1クーポンあたり2,000円上限) ※1,000円ごとに使える400円分割引クーポン5枚セット発行 ④市内の飲食業、小売業、サービス業のうち、当事業に参加する店舗(※)及び全市民 ※大手チェーン、フランチャイズチェーン等制限あり	R8.2	R8.3
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	衛生材料(紙オムツ)追加支給事業(しょうがい者分)	①物価、エネルギー価格が高騰する中、しょうがい者にとっての生活必需品である紙オムツについても値上げされていることから、紙オムツ支給券を追加支給することにより負担軽減を図るもの。 ②物価高騰分の紙オムツ支給券に充当するもの。 ③紙オムツ1ヶ月分単価 4,500円 1ヶ月分あたりの値上がり額 675円 675円×6ヶ月=4,050円(半期負担増分) A 令和7年度(上半期・下半期2回)の衛生材料支給事業の交付決定を受ける者(基準日R7.4.1)97人(想定) 1年間の値上げ相当分の紙オムツ支給券を支給 4,500円×2=9,000円 9,000円×97人=873,000円 B R7.10.1以降に新たに支給交付決定を受ける者 15人(想定) 半年間の値上げ相当分の紙オムツ支給券を支給 4,500円 4,500円×15人=67,500円 A+B=940,500円 ≒ 941千円	R7.4	R8.3
3	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	しょうがい福祉サービス事業所食材費高騰対策支援事業	①食料品価格の物価が高騰する中、利用者に価格転嫁することなく、しょうがい福祉サービスの提供を続ける事業者に対し、定員及びサービス種別に応じた支援を行うことで負担を軽減し、安定した事業運営の維持を図るもの。 ②食事サービスの食材費高騰分に充当するもの。 ③給付金額 A 1日当たりの食費1,547円(施設入所系施設の1日3食の平均額) B 食料物価上昇率 4.2%(R6.4～R6.11までの上昇率) C 開所日 365日(R7.4.1～R8.3.31) D 補助率 1/2 A×B×C×D=11,000円 ④障害福祉サービス事業所(入所系3施設) 11,000円×130人(3施設定員)=1,430千円	R7.4	R8.3
4	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	しょうがい福祉サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金	①市内のしょうがい福祉サービス事業所を運営する法人に対し、燃料価格高騰による影響緩和・負担軽減を図るため、送迎・訪問に係る車両燃料費及び入浴サービスに係る給湯燃料費を対象に負担軽減対策給付金を支給するもの。 ②(1)車両を使用してサービスの提供を行う市内事業所の車両燃料費 (2)浴室を有し、入浴サービスを提供する市内事業所の給湯燃料費 ③(1)支給額: 保有車両1台あたり 3千円 市内事業所の保有車両数見込 250台 3千円×250台=750千円 (2)支給額: 事業所定員に応じて下記のとおり 定員10人以下 10千円 定員11人以上 20千円 定員10人以下 10千円×16事業所=160千円	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
5	③消費下支え等を通じた生活者支援	衛生材料(紙オムツ)追加支給事業(高齢者分)	①物価、エネルギー価格が高騰する中、要介護者の高齢者にとっての生活必需品である紙オムツについても値上げされていることから、紙オムツ支給券を追加支給することにより負担軽減を図るもの。 ②物価高騰分の紙オムツ支給券に充当するもの。 ③紙オムツ1ヶ月分単価 4,500円 1ヶ月分あたりの値上がり額 675円 675円×6ヶ月=4,050円(半期負担増分) A R7.8.31以前の支給申請者…400人(想定) 1年間の値上げ相当分の紙オムツ支給券を支給 9,000円 9,000円×400人=3,600,000円 B R7.9.1以降の支給申請者…120人(想定) 半年間の値上げ相当分の紙オムツ支給券を支給 4,500円 4,500円×120人=540,000円 C 事務費 244千円(支給券及び事業所周知文書郵送代、支給券用紙代)	R7.4	R8.3
6	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護施設食費基準費用額差額調整給付事業	①介護保険制度において、食費・居住費は、本人負担が原則であるが、低所得者(介護保険負担限度額認定者)については、負担額に限度額が設けられているため、物価高騰による食材費の高騰分を施設が負担することになることから、食材費高騰分の支援を行うことで、経営に及ぼす影響を緩和し、介護事業継続および安定的かつ質を保った介護サービスの維持を図るもの。 ②介護施設に対する物価高騰分に対する補助事業に充当するもの。 ③1床あたりの給付金額 20,800円 A…食費基準費用額(厚生労働大臣が定める額)1,445円/日 B…消費者物価指数上昇率 4.2% (令和6年4月を基準とした令和6年11月の上昇率) C…対象期間 365日 D…補助率 50% 施設利用人数/低所得者(負担限度額認定)数 A×B×C×D=11,075円≒11,000円 減免割合 70%(施設利用人数/低所得者(負担限度額認定)数)	R7.4	R8.3
7	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	介護サービス事業所燃料価格等負担軽減対策給付金	①市内の介護サービス事業所を運営する法人に対し、燃料価格高騰による影響緩和・負担軽減を図るため、送迎・訪問に係る車両燃料費及び入浴サービスに係る給湯燃料費を対象に負担軽減対策給付金を支給するもの。 ②(1)車両を使用して介護サービスの提供を行う市内事業所 対象経費:車両燃料費 (2)浴室を有し、入浴サービスを提供する市内事業所 対象経費:給湯燃料費 ③(1)車両燃料費 市内事業所の保有車両数見込750台 3,000円×750台=2,250千円 (2)給湯燃料費 1,850千円 【内訳】 定員18人以下 10千円×41事業所=410千円 定員50人以下 20千円×48事業所=960千円 定員51人以上 40千円×12事業所=480千円 【合計】 4,100千円 ④(1)車両を使用して介護サービスの提供を行う市内事業所	R7.4	R8.3
8	③消費下支え等を通じた生活者支援	緊急経済対策事業者応援「ながはま割」デジタルクーポン事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市内事業者に対し、必要となる支援をきめ細やかに実施するため、市内店舗を対象としたデジタルクーポン事業を行うことで、市内事業者と消費者への支援を行うもの。 ②デジタルクーポン事業に充当 ③デジタルクーポン事業実施にかかる予算 297,500千円 事業実施委託料 296,000千円 (内訳:事務費49,000千円、割引原資額247,000千円) 広告宣伝費 1,500千円 【割引率】最大40%(1クールあたり2,000円上限) ※1,000円ごとに使える400円分割引クーポン5枚セット発行 ④市内の飲食業、小売業、サービス業のうち、当事業に参加する店舗(※)及び全市民 ※大手チェーン、フランチャイズチェーン等制限あり	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
9	⑥農林水産業における物価高騰対策支援	農業用施設整備等助成事業	①原油価格高騰による電力料金の値上がり等により、農業者が大きな影響を受けているため、土地改良区が管理する農業水利施設に要する電力料金の増加分及び、土地改良区の受益地外となる中山間地域における農業組合等が管理する農業用揚水ポンプに要する電力料金の増加分に対して支援することで、農業者の負担軽減を図るもの。 ②農業水利施設等に要する電気料金の高騰分 ③◆長浜市土地改良区電気料金支援補助金 ・補助対象:土地改良区(4団体) ・補助内容:農業水利施設等に要する電気料金の高騰分への補助 ・県2/3、市1/6→市補助分2,140千円 ◆長浜市中山間地域農業用揚水ポンプ電気料金補助金 ・補助対象:土地改良区受益地外の中山間地域の農業組合等の団体 ・補助内容:農業用揚水ポンプに要する電気料金の高騰分への補助 ・市10/10→134千円 合計 2,274千円 ④・土地改良区(4団体)	R7.4	R8.3
10	⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	地域公共交通燃料費高騰対策支援金交付事業	①原油価格・物価高騰等により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行しているコミュニティバスについて、地域公共交通を守る観点から事業継続を支えるために、緊急的に事業者へ支援金を給付するもの。 ②コミュニティバスの運行に係る燃料費価格高騰分 ③コミュニティバス 高騰分 7円/km×(R6走行距離)969,012km=6,783,084円≒6,800千円 ④コミュニティバス運行事業者	R7.4	R8.3
11	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食の材料費高騰に伴う保護者の臨時支援事業(公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校)	①米価高騰等が市内公立幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校に提供している学校給食費に大きな影響を及ぼす中、その高騰分を給食費に加算することなく、子育て世帯に対する負担の軽減を図るもの。 ②給食の主食費高騰分および、主食以外の物価上昇分 ③【R7当初分】①+②=21,539千円 (積算①:園小学校)1gあたり米価高騰額(0.16円)×一食あたり主食g数(85g)×喫食者数(園小6,015人+教職員651人=6,666人)×提供日数(149日) (積算②:中学校)1gあたり米価高騰額(0.16円)×一食あたり主食g数(95g)×喫食者数(中3,117人+教職員429=3,546人)×提供日数(149日) 給食センターに高騰分を配当 ※教職員等分(2,291千円)は対象外 【R7補正分】 A)主食分 (積算①:園小学校)1gあたり米価高騰額(0.25円)×一食あたり主食g数(85g)×喫食者数(園小6,015人+教職員651人=6,666人)×10月以降日数(81日) (積算②:中学校)1gあたり米価高騰額(0.25円)×一食あたり主食g数(95g)×喫食者数(中3,117人+教職員429=3,546人)×10月以降日数(81日)	R7.4	R8.3
12	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	給食の材料費高騰に伴う保護者の臨時支援事業(民間保育所、民間認定こども園)	①物価高騰が民間保育所、民間認定こども園における賄材料費に大きな影響を及ぼす中、その高騰分を給食費に加算することなく、子育て世帯に対する負担の軽減を図るもの。 ②給食の材料費高騰分 ③【0-2歳児】一食あたりの高騰分19.85円×園児数(605人)×提供日数(260日) +【3-5歳児】一食あたりの高騰分1.38円×園児数(836人)×提供日数(260日) =3,423千円 ※教職員等分は対象外(上記積算には含まれていない) ④民間園の保護者等	R7.10	R8.3
13	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	医療機関物価高騰緊急対策支援事業	①地域で入院医療を提供していることによって、24時間電力を消費している医療機関に対して、医療提供体制の維持を目的に、電気代の高騰分の半分相当を経済支援するもの。 ②医療機関運営にかかる光熱水費価格高騰分の1/2相当額 ③光熱水費高騰分=市立2病院のR5→R6増加分の平均→1床あたり46千円 46千円の1/2相当×市内病床数1,280床=29,440円 ④市内の病院および有床診療所	R7.10	R8.3
14	⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援	エネルギー価格高騰に伴う臨時支援事業(民間保育所、民間認定こども園)	①民間保育所、民間認定こども園における光熱水費に大きな影響を及ぼす中、その高騰分を利用料に加算することなく、子育て世帯に対する負担の軽減を図るもの。 ②光熱水費高騰分 ③公立園から算定した光熱水費の高騰分4,392千円を利用定員に応じて按分 ④民間保育所、民間認定こども園	R7.10	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
15	③物価高騰に伴う子育て世帯支援	大学生等生活応援給付金給付事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている市内在住の大学生等に対し、給付金を支給することにより、その学生に対する修学応援及び家計の負担軽減を図る。 ②給付金及び給付に係る事務費 ③給付金 20千円×4,500人=90,000千円 事務費 1,387千円 ④市内在住の大学生等	R8.2	R8.3
16	⑩地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援	路線バス運賃キャッシュレス化補助事業	①原油価格・物価高騰等により運送コストが上昇している中、地域住民の移動手段として運行しているコミュニティバスについて、公共交通事業者の生産性向上の観点から事業継続を下支えするために、キャッシュレス化の補助をするもの。 ②コミュニティバスのキャッシュレス化にかかる費用に対する補助金 ③路線バス運賃キャッシュレス化補助金 24,450千円 ④コミュニティバス運行事業者	R8.2	R8.3
17	④消費下支え等を通じた生活者支援	公共下水道基本料金減免対応システム改修事業	①物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、公共下水道基本料金を減免するためのシステムを改修するもの。 ②公共下水道基本料金減免対応システム改修費用 ③公共下水道基本料金減免対応システム改修費用9,454千円 ④公共下水道利用者(公共の施設を除く) ※別途、減免額相当分等の計上は、令和8年度に行う。	R8.2	R8.3
18	④消費下支え等を通じた生活者支援	農業集落排水下水道基本料金減免対応システム改修事業	①物価高騰の影響を受けている生活者を支援するため、農業集落排水下水道基本料金を減免するためのシステムを改修するもの。 ②農業集落排水下水道基本料金減免対応システム改修費用 ③農業集落排水下水道基本料金減免対応システム改修費用922千円 ④農業集落排水下水道利用者(公共の施設を除く) ※別途、減免額相当分等の計上は、令和8年度に行う。	R8.2	R8.3